

平安京の神功皇后

——崇る山陵の物怪がたり——

神功皇后は、記紀において三韓征討を行い、対外交渉の基礎を築いた人物とされ、その事跡に基づいて、皇后の活躍は史書にくりかえし記されることになる。その中で、仁明朝の承和年間には、神功皇后をめぐって新たな言説が生みだされている。過去の事跡を確認するのではなく、山陵という場を介して崇りが語られたのである。遷都から半世紀を経た仁明朝は、平安の文化形成の上で一つの転換点となった時期である。そこに突出して見られる皇后の崇りは、時代の要求と密接に関わってあらわれてきたものだと考えられる。いわば神話世界の側の人物たる神功皇后を、平安文化の中でどのように語りなおしていくかという問題である。その様子をここではみていくことにしたい。

一

承和七年（八四〇）、肥後国阿蘇郡にある神霊池の水が、故なくして枯渇した。神霊池の枯渇は以前、「旱疫」の予兆ともなっており、それゆえ年末には「国異」とされ伊勢神宮へ祈禱

が行われている。神霊池の異変は翌年も続いた。承和八年三月、このたびも「旱疫」のしるしであることが卜占によって示され、六月には再度伊勢へ奉幣されている。しかし、今回は前の時とは異なり、伊勢神宮より一ヶ月も前の五月に、神功皇后の山陵に奉幣が行われている。神功皇后陵への奉幣が、伊勢神宮よりも先に行われたのには理由がある。皇后こそが「旱疫」を起こす原因と占われたからだ。山陵へ伝えられた宣命にはこうある。

重ねて神功皇后の御陵に宣命を奉りて曰はく、「天皇が詔旨らまと掛けまくも畏き山陵に申し賜へと申さく、頃者、旬に涉りて雨ふらざるは、如し崇有りてかとトへ求むれば、山陵に奉遣たる例貢の物闕怠れる崇見ゆ。香椎廟も同じく崇を為し賜へりとトへ申せり。驚きて尋ね検ふるに、所司申さく、「去年より以往兩年の間、荷前を便輒く陵戸人に付け奉遣しより、必ずしも供致らざるも在けむかと疑ふ」と申す。今恐れ畏みて将来は然らしめずして貞しく進致らしめむ。香椎廟にも当に専使を遣して謝り申さむと、参議従四位上和氣朝臣真綱を差して、謝り申し祈み申す状

谷戸美穂子

を、平らけく聞こし食して、時も換さず甘雨零らしめ賜へと、恐み恐みも申し賜へと申す」とのたまふ。是の夜の曉、雨降る。

〔続日本後紀〕承和八年「八四二」五月十二日条

神功皇后は、「旱疫」という祟りを生みだしている。「旱」の具体的な事態——「旬に涉りて雨ふらざる」——の原因に神功皇后が関わるのだ。そして、「是の夜の曉、雨降る」から考えると、神功皇后への遣使には功験があったということになる。神功皇后は、陵を通して現実³に力を持つ存在として登場してくる。

この承和八年の記事は、神功陵が祟りなす存在であることを明確に確認できるはじめての例であるが、「祟」の語が明示されないながらも、皇后の祟りはこの二年ほど前、承和六年の記事からも想定することができる。そして、その後もしばしば祟っており、承和以降に出現する神功皇后の陵は、ほとんどの場合が祟りに関連しているのである。なぜこの時期、陵という場を介して神功皇后が祟りを起こしていくのだろうか。

そこでまず、神功皇后の陵が、史書の上ではじめて話題にのぼってくる記事をみてみることにする。それは、次のようなものであった。

遣唐使の為に、山階・田原・柏原・神功皇后等の陵に幣帛を奉りて曰はく、「天皇が天命を以ちて、掛けまくも畏き山階の御陵に恐む恐みも申し給へと白さく、参議正四位下藤原朝臣常嗣等を大使と為て、唐国へ遣す使人ども、路間風波の難無く、慈び賜ひ矜び賜ひて、平けくかたらかに帰し賜へとして、参議従四位上文案朝臣秋津、常陸権介正五

位下永野王、内舍人正六位上良岑朝臣清風等を差し使して、恐み恐みも申し賜はくと申す」とのたまふ。

〔続日本後紀〕承和三年「八三六」五月二十二日条

遣唐使派遣に際し、天智（山階）・光仁（田原）・桓武（柏原）といった陵と並んで、神功陵も奉幣が行われている。先の三つの山陵は、平安京の天皇譜に直接連なる天皇陵である。そこへ神功皇后が加えられたのは、航海の安全を願うという、奉幣理由と深く関わっている。新羅に渡った皇后に「路間風波の難無く、慈び賜ひ矜び賜ひて、平けくかたらかに帰し賜」うよう、具体的な功験を期待するのである。

こうした皇后の登場の仕方は、陵という場を介しているという点で特異であるものの、それまでに想起されていた神功皇后の像とも重なっている。陵祭祀以前の神功皇后の記事を史書の上に確認すると、神功紀のあとでは、

a 夫れ住吉大神、初めて海表の金銀の国、高麗・百濟・新羅・任那等を以て、胎中眷田天皇に授記けまつれり。故、大后息長足姫尊、大臣武内宿禰と、国毎に初めて官家を置き、海表の蕃屏としし。

〔日本書紀〕継体天皇六年十二月条

b 我が気長足姫尊、靈聖に聴く明にして、天下を周行ります。…新羅の窮りて帰れるを哀びて、新羅の王の戮たれむとせし首を全くし、新羅に要害の地を授けたまひ、新羅を非次る榮に崇てたまひき。

〔日本書紀〕欽明天皇二十三年六月条

c 新羅国、来りて朝廷に奉ることは、気長足媛皇太后の彼の

国を平定けたまひしにより始りて、今に至るまで、我が蕃
屏と為る。

〔続日本紀〕天平勝宝四年〔七五二〕六月十七日条
d 小公らが先祖伊賀都臣は、神功皇后の御世に、百済に使
して、便ち彼の土の女を娶りて、二男を生めり。

〔続日本紀〕天応元年〔七八二〕七月十六日条
e 真道らが本系は百済国の貴須王より出でたり。：降りて近
肖古王に及びて、遙に聖化を慕ひて、始めて帰国に聘ひ
き。是れ則ち神功皇后摂政の年なり。

〔続日本紀〕延暦九年〔七九〇〕七月十七日条
f 清麻呂の先は、垂仁天皇皇子鐸石別命より出づ。三世孫弟
彦王、神功皇后に従ひ、新羅に征きて凱旋す。

〔日本後紀〕延暦十八年〔七九九〕二月二十一日条
の六例を拾うことができる。a i c は、対外関係上の問題が起
こったとき、神功皇后の三韓征討を思い起こすことで、新羅や
百済などへの日本の優位を主張するといふものである。d i f
も、同じく神功皇后の三韓征討が問題となっているが、ここ
ではそれが各氏族の系譜伝承の中において出てきている。

これらはいずれも神功皇后の三韓征討の事跡を踏まえたもの
となっている。今の状況にひきつけて皇后の功績を語るのが a
i c であり、d i f はそれを自らの氏族の祖の活躍と結びつけ
て語っている。d 以降の氏族に関する記述は、実際の記紀には
みられない。それにも関わらず、主に渡来系周辺の氏族達にと
って、祖先が海を渡って日本にきた時代として皇后の代が想起
されるのである。

こうした神功皇后の語られ方を変える転機となるのが、先掲
の承和三年の記事である。ここでの皇后は、遣唐使派遣に際
し、陵という現実の場を介して、現実世界に影響を与える存在
として意識されている。かつての事跡を語りなおす、あるいは
それを自らの祖の血脈のなかにひきいれるという流れを受けつ
つも、皇后のさらなる活躍の場として、その陵が登場してくる
のである。

二

こうして、ひとたび陵として発見された神功皇后は、渡海の
守護という文脈を越え、次々に崇りの言説を生みだしていく。
皇后が陵として現れる契機は、海を渡り外の世界を圧倒した皇
後の特性にあった。それが陵という発現の場を得ることで、さ
らに新たな語りをその場に引き寄せることになる。

神功陵が、渡海に際しての守護奉幣から、崇りの文脈を引き
出してしまふ原因を探るには、当時の山陵祭祀についてみてい
く必要がある。仁明朝には、神功陵と同じく崇りを起こしはじ
めている山陵がある。柏原山陵―桓武天皇の陵である。〔続日
本後紀〕から整理すると、

・承和七年六月五日条

：内裏の物怪は桓武陵の崇りによるとし祈禱

・承和八年十月二十九日条

：仁明の病は、桓武陵の木伐の崇りとし読経

・嘉祥三年三月十四日条

：物怪は桓武陵の祟りとし陵を巡察

・嘉祥三年三月十六日条

：桓武陵木伐の祟りにより陵司等を処罰

となる。

仁明天皇の祖父桓武天皇や神功皇后の陵の祟りが認識され出す、ちょうどこの時期のものに、淳和院の遺詔がある。承和七年五月八日に崩じた淳和院は死の直前、自らの葬送に關して、薄葬を旨とすること、国忌・荷前の例に入れないことを言っていた後、陵に關して次のように続けている。

重ねて命じて曰はく、「予聞かく、「人歿して精魂天に帰す。而して空しく冢墓存らば、鬼物憑き、終に乃ち祟を為して、長く後累を胎す」ときく。今宜しく骨を碎き粉と為て、之を山中に散ずべし」とのたまふ。

〔続日本後紀〕承和七年「八四〇」五月六日条

ここには、人が死んだあとと靈魂は天に昇るが、遺骸を斂めた墳墓に鬼物が憑き、祟りをなすとある。淳和院はそれを防ぐため、自分の山陵を造営するなど言うのである。天皇の陵であっても墓が存在する限り、祟りと不可分であるという意識のあり方がここにみられる。

山陵が祟るというのは、平安に入ってからではじまるが、初期において祟りの主体は、崇道天皇や井上内親王など遺恨を残して死んだ者に集中していた。桓武政権が確立する過程で排除されていった人物たちの怨念を、山陵は引き受けていたのである。それなら、帝位につき遺恨を残すはずのない淳和院が、自身の山陵の祟りを心配する必要はない。しかしここでは遺恨

のあるなしに関わらず、死後、山陵が存在するというだけで、祟り発生の可能性が生じてしまう事が問題となっている。決して不遇だとはいいい得ない、皇統の中枢に位置する者たちの山陵の祟り、それが起こってくるのが仁明朝なのである。

桓武陵は、仁明朝において、祟っているだけではない。仁明天皇は、即位に際し桓武陵へ奉幣使を遣わしている。その時の告文のなかには、桓武天皇（＝柏原御門）へ向けて、

掛けまくも畏き柏原御門の天朝が矜び賜はむ厚き慈びを蒙り載てし、天の日嗣の政は平らけく安らけく天地日月と共に守り仕へ奉るべしと思念ほす事を、恐み恐みも申し賜はくと奏す。

〔続日本後紀〕天長十年「八三三」三月五日条

とある。仁明天皇はその始発において、守護されるべき存在として、桓武天皇をみている。平安京の世界を形づくり、今を支える存在として桓武が意識されるのだ。それと重なるように桓武陵が祟りを起こしてくるのである。六国史において桓武陵が祟りを起こすのは、ほぼこの時期に限られている。即位予告の奉幣時にみられたように、守護が願われるなか、桓武は、祟りをもたらず存在としても意識されてくるのである。

天皇陵祭祀が制度として新たな展開をみせるのは、平安期にはいつてからだという。神武などの始祖帝でなく、現在の天皇から血筋のつながった身近な祖先への祭祀が、桓武以降顕著に行われるようになる。それは、自らの正統性を天智・光仁の血にもとめようとするところにはじまった。父・祖父といった血縁による天皇陵祭祀は、その後、嵯峨・淳和を通して継承さ

れ、貞観の清和天皇のとき、十陵四墓制としておよそ完成する。仁明朝はその展開の過程にあり、しかもその中で、制度の始発にある桓武自身の祭祀が大きな問題となっていた。平城・嵯峨・淳和は桓武の息子であるが、仁明は孫の代となる。父としての像を持たない分、平安京の基礎を築いた、むしろ天皇としての像を桓武により強く期待していたとも考えられる。仁明天皇の御代には、桓武の施政を含む『日本後紀』も編纂されている。史書の編纂を通して、桓武がどのような天皇であったのか、改めて確認された時期でもあった。

仁明天皇の時代に起こってくる桓武陵の祟りは、陵祭祀の変遷と無関係ではない。天皇の血筋につながる祖先の存在が意識されるなか、桓武をどう祖先として捉えていくかの態度決定がなされる時代に、祟りはあらわれる。天皇陵の祟りとは、祖先として天皇を確定していく中での、ゆれの状況において生じたのだといえよう。

陵が祟る原因は時代にあった。祖先を意識し、自らの系譜を確認する過程で、陵は祟る存在として立ちあらわれてくる。この時期、天皇陵は、死の世界から現実⁽¹⁾に威力を発揮する場として認識されていくのである。

神功陵もまた、こうした陵と祟りの文脈と無関係ではありえない。陵という活躍の場を得た神功皇后も、祟りを起こす存在となっていくことになる。とはいえ皇后は、天皇の祖先ではないものの、桓武のように在位の天皇に直結する系譜上の人物ではない。当然、十陵四墓には入らない。それゆえ、祟りを生み出すまでも過程がある。そこで次に、神功皇后陵が、具体的

に祟りを起こす陵となるまでの様子を追っていくことにする。

三

先に引いた承和八年の記事は、五月三日と十二日の二度の詔によって構成されている。「祟」の語が明示されるのはその二度目の記事であるが、まず三日の記事からみていく。

詔して曰はく、「天皇が詔旨に坐せ、掛けまくも畏き神功皇后の御陵に申し賜へと申さく、頃者、肥後国阿蘇郡に在る神霊池、故無くして涸減すること冊丈。又、伊豆国に地震の変有り。驚き乍ら問ひ求むれば、早疫の災及び兵事有るべしとトへ申せり。此よりの外にも物怪亦多し。此に依りて左右に念し行すに、掛けまくも畏き神功皇后の護り賜ひ助け賜はむに依りて、事無く有るべしと思し食して、参議大和守從四位下正躬王を差し使し奉出す状を聞し食して、天皇が朝廷を動くこと無く大坐しめ、国家を平らけく護り賜ひ助け賜へと、恐み恐みも申し賜はくと申す」とのたまふ。〔続日本後紀〕承和八年〔八四一〕五月三日条）すでに触れたように、肥後国阿蘇郡神霊池の枯渇が遣使の理由となっている。この時期の問題には、神霊池の枯渇のほか、伊豆国の地震の変もあったといい、これについては、六月に伊勢神宮へ奉幣が行われ、また同年七月には祖調を免じ、賑給や家屋修理のことが命じられている。

しかし、そこにはさらに重なる「物怪」が数多く生じたという。承和七年から八年にかけては、複数の怪が仁明をとりま

ていたのだ⁽⁹⁾「物怪亦多し」にあたるものを具体的に特定することは難しいが、国史に記載されている範囲でみると、この記事周辺の怪として、承和七年十月二十六日条の「天中西方に声ありて鼓の如し。一声にして止む」や、八年四月三日条の「日色赤くして血の如し」などがあげられる。おそらく、こういったかたちでは書かれないさまざまな怪が現れていたのだらう。

先に、淳和や嵯峨の遺詔から、仁明朝が、陵の祟りに際し大きな転換期となっていることを確認したが、それは怪をめぐる問題とも関わっている。

仁明天皇の承和十一年、朝廷は「物怪」の卜占をめぐつて、現れる祟りと先帝嵯峨の遺詔とのほごまにたたさされる。

先帝の遺詔に曰はく、「世間の事、物怪有る毎に、祟、先靈に寄す。是れ甚だ謂はれ無きものなり」とのたまふ。今、物怪有る随に、所司をして卜筮せしむるに、先靈の祟、卦兆に明らかなり。臣等、信に擬へば則ち遺詔の旨に忤き、用ひざれば則ち当代の咎を忍ぶ。…卜筮の告ぐる所、信じざるべからず。…朝議之に従ふ。

『続日本後紀』承和十一年「八四四」八月五日条）嵯峨は遺詔において、物怪を卜占により「先靈の祟」に求めることの非を説いていた。しかし嵯峨亡き後の承和年間には、多くの怪とその理由としての祟りが語られ、朝廷は現実と遺詔との間で大きく揺れている。

嵯峨は生前、在位当時にも、怪異に関し次のような勅をだしていた。

勅したまはく、「怪異の事、聖人語らず。妖言の罪、法制

に軽からず。而して諸国、民の狂言を信じ、言上すること寔に繁し。或るは言国家に及び、或るは妄に禍福を陳ぶ。

法を敗り、紀を乱すこと、斯より甚だしきは莫し。今より以後、百姓輒ち託宣と称す者有らば、男女を論らはず、事の随に科決せよ。但し神宣灼然にして、其の驗尤も著しきもの有らば、国司檢察し実を定めて言上せよ」とのたまふ。『日本後紀』弘仁三年「八一三」九月二十六日条）

このように、嵯峨は怪異や妖言を禁じている。そして、その姿勢は遺詔においても「卜筮、信ずることなかれ」(『続日本後紀』承和九年七月十五日条)とみられ、一貫している。怪異や妖言に関わるさまざまな語りの生まれいずる時代であったからこそ、嵯峨はしきりに禁じてきたのだらう。

しかし仁明朝においては、禁止することではおさめられず、その対応の仕方が求められていた。事実、嵯峨の時には、諸国の「民」や「百姓」が怪異の主な語り手であったのが、仁明の代には「所司」「臣」をその担い手とし、宮廷内部での問題になっているのである。仁明朝における「物怪」のうち、場所の特定できるものをみていくと、すべて内裏で起こっているものとなる。天皇のごく身近な空間にまで怪は侵入していた。すでに無視しえない状況であったといえる。

承和十一年、現実と遺詔との間で揺れた朝廷は、その決着として「卜筮の告ぐる所、信じざるべからず」との意見に「朝議之に従ふ」としており、ここに卜占の存在は正当化されるに至る。

卜占の可否が問われたのは、ひとえにその占いだす内容、た

たとえば「先靈の祟」といったような、何らかの「祟」を怪の原因としてみだしてしまふことであつた。

日本における災異思想は、律令制の導入とともに天武朝に取り入れられたといわれる。⁽⁵⁾それは、中国の天命思想をもとに、災異の主体を天とし、天皇が自らの不徳をのべるというものであつた。しかし光仁以降、特に仁明天皇の代になって急激に増えてくるのが、主体を天に求めるのではなく、それを特定の神靈の祟りとみるような理解である。⁽⁶⁾承和十一年の決定は、まさに、この怪の裏にある神靈の祟りの存在を、公に認めたものといえよう。⁽⁷⁾それまで守護を願う奉幣先であつた神社や天皇陵が、自ら祟りを生みだす存在へと変化したのである。⁽⁸⁾

そして、怪をめぐる新たな動きに敏感に反応して、怪自体の呼び名も育つ。「物怪」の語は、この時期から急激にみられるようになり、具体的な内容を示さずとも用いることのできる、怪異現象一般を指す語として登場するのである。⁽⁹⁾これは怪に対する概念が、確実に形成されていった証であろう。前代の怪と異なり、占、つまり意味解き（＝語り）の対象として認識されるのが、この時期の「物怪」である。

神功皇后陵へ奉幣の行われた承和八年は、この「物怪」とト占をめぐる変化のさなかにあつたのである。承和八年の時点は、ト占が正式に容認される承和十一年の前になる。それゆえ五月三日の詔では守護の対象として選ばれた神功皇后であつたが、冒頭であげた九日後の詔ではそこに留まりきらず、ついに祟りなす存在として現れることになる。雨が降らないのでト占をしたところ、神功皇后陵の祟りが判明したという。実際こ

ではト占により予測された「旱疫の災」が現実に発生していた。

「旱疫の災」を発生させたものは、五月十二日の詔にある「例貢の物關怠れる祟り」である。後に「荷前」とあるように、「例貢の物關怠れる」とは年末の恒例祭祀である荷前使の貢物が山陵に届いていなかったことをいう。陵祭祀の懈怠、それが祟りを生みだした。

実際には、荷前の懈怠は必ずしも神功皇后陵に限ったことではない。現に荷前使の懈怠は当時しばしば問題となつている。近いところでは承和二年の宣旨で、荷前使の關怠が後を絶たないことがいわれており、これへの処罰として、職を解任しあるいは位禄を奪うことに加え、位階にかかわらず正月七日の節会に参加させない旨が通達されている。⁽¹⁰⁾荷前使懈怠に関する宣旨はその後も出されており、承和八年においても、この状況が改善されていたとは思われない。

神功皇后の祟りとは、事実としてその陵祭祀が疎かにされていたかどうかにあるのではなく、むしろ祟りの理由が探められるなかで、当時一般的に問題となつていた荷前使の懈怠が引き寄せられてきたのだと考えられる。荷前使の懈怠が、ここでは陵に関わる罪として想起されたのだ。

こうして、神功皇后は、陵において祟る存在となつていく。

四

神功皇后の存在は、陵祭祀のなかで改めて確認されていく。

遣唐使という対外関係への祈願奉幣をきっかけとして、祟りという得体の知れない威力を神功皇后が発揮するのは、物怪の背後に、何らかの理由を語りだす思想と深く関わっている。

そして神功皇后をめぐっては、怪の原因というだけには留まらず、ついには神功陵自体が怪を起こすようになる。

楯列陵守等言さく、「去ぬる月の十八日食時、山陵鳴る」と二度。其の声雷の如し。即ち赤氣飄風の如く離を指して飛び去る。申時亦鳴る。其の氣初めの如し。兎を指して飛び互る」とまうす。参議正躬王を遣して檢校を加へしむるに、陵木を伐ること七十七株。陵木等に至りては勝に計ふべからず。便即ち陵守長百濟春繼を勸当すること上奏す。

『続日本後紀』承和十年「八四三」四月朔日条

楯列陵（＝神功陵）において二度の鳴動が起こったという。この怪異の原因を知るため、すぐさま参議正躬王を送り、陵の様子を檢査すると、陵木の伐採が見つかった。木伐は陵の清浄を乱すものとしてしばしば祟りの原因となる。したがって、ここでも木伐が鳴動を引き起こしたと考え、陵守の職を解くことで、ひとまず事態の収拾をはかっている。しかし、山陵の鳴動をめぐる出来事はこれでは終わらずに、さらなる重大事へと発展していく。

参議従四位上藤原朝臣助、掃部頭従五位下坂上大信禰正野等を使ひて、楯列北南二山陵に謝し奉らしむ。去ぬる三月十八日、奇異有るに依りて、図録を搜檢するに二楯列山陵有り。北は則ち、神功皇后の陵「倭名大足姫命皇后」なり。南は則ち、成務天皇の陵「倭名稚足彦天皇」なり。世

人相伝ふるに、南陵を以て神功皇后の陵と爲す。偏へに是の口伝に依りて、神功皇后の祟有る毎に、空しく成務天皇の陵に謝す。先年、神功皇后の祟に縁りて作れる弓劍の類、誤りて成務天皇の陵に進む。今日改めて神功皇后の陵に奉る。

『続日本後紀』承和十年「八四三」四月二十一日条

神功皇后陵とされる楯列山陵には、南北二つある。「口伝」によれば南が神功皇后陵で、北が成務天皇陵であった。ところが「図録」を見たところ、南は成務天皇陵であり、神功皇后陵は北となっている。これまで神功皇后陵として祭祀を行っていたところは、実は成務天皇陵であるということが「図録」により示されたことになる。

ここには「神功皇后の祟有る毎に」とあり、神功陵がしばしば祟りを起こしていたことが語られ、具体的には前年の祟りがあげられている。今回の鳴動は、祟りへの対応として行った神宝の奉獻が、正しく皇后に届いていないために起こったものと考えられている。神功陵に神宝が奉られたことは、国史に確かに記載がみられる。

楯列山陵に神宝を献りて曰はく、「天皇が詔旨らまと、掛けまくも畏き神功皇后の御陵に申し賜へと申さく、御心に念し行す事有るに依りて、御宝弓劍等を設け備へて、吉日良辰を択びて、参議従四位上式部大輔兼讃岐守滋野朝臣貞主を差し使して奉出す。此の状を聞こし食して、御心に念し行すが如くに国家を平らけく護り賜ひ矜び賜へと、恐み恐みも申し賜はくと申す」とのたまふ。

〔続日本後紀〕承和九年「八四二」十二月二十日条

ここでは、神宝の奉獻が「祟」によるものかどうかは語られていない。語られずにいた祟りの存在が、承和十年の記事により、遑って明らかにされたといえる。

承和九年のこの記事は、「楯列山陵」の名があらわれた初見例である。「楯列山陵」が神功陵を指していることは、告文のなかで「神功皇后の御陵」と言いなおされていることから明らかだが、これまでは陵の名では呼ばれず、「神功皇后陵」（承和三年）、「神功皇后山陵」（承和六年）、「神功皇后乃御陵」（承和八年）とされていた。この呼び方は、山陵をいう場合には異例であり、通常は山階山陵（天智）、田原山陵（光仁）、柏原山陵（桓武）というように、山陵地の名で呼ぶのが一般であった。

神功皇后の場合、先に述べたように、これら血縁上の直系にあたる天皇群と異なり、系譜的にかなり遡るため、単純に地名と直結させては呼べなかったであろう。それが承和九年、つまり承和八年の一連の事態を経て、ようやく他の天皇陵と同等の陵として認識されたことがわかる。

しかしその後の記事をもみても明らかのように、神功陵は「楯列山陵」として落ちつくどころか、その陵としての名称故に、新たな問題と出会うことになる。近親の祖先でない神功陵をめぐる問いは、山陵地の正否という最も根本的なところまで行きついてしまうのである。

皇后の葬送地は、紀に「狭城楯列陵」（記「狭城楯列陵」とあり、北か南かの区別はつけられていない。皇后陵と混同される成務陵についても同じく「狭城楯列陵」（記「沙紀之多他那美」）であり、両者は明確には区別されない。国史によつては確認できない二陵の位置関係は、まさに「口伝」によつてしか判断できない状態にあった。

「凶録」はそこに発見される。「口伝」という口承の知識は、「凶録」という書承の知識の前に、あえなく偽物の烙印を押されてしまうのである。しかし、本当に「口伝」は誤りといえるのか。ここでの真の問題は、伝の正否をいうことではない。

山陵への祭祀は、恒例のものであればすべての天皇陵に対して行われるため、その位置は一見最も明らかなるかのように思われる。しかし、有史以来のすべての陵について、そこに本当にかつての天皇が葬られているのか、それを見た者は誰もいない。事実かどうかの保証は、何も残されていないのである。記紀の記録、それすら同時的ではありえない。陵の位置は、伝承の蓄積の中で確定されてきたものだった。

したがって神功陵もまた、無前提に存在したわけではない。陵の祟りは、当然と思われていた山陵の位置へ疑問をつきつけることとなった。その位置が固定されていた段階では、これが「口伝」による知識かどうかは問題とはされなかった。むしろ、神功陵が成務陵かという区別すら必要ではなかったかもしれない。神功陵としての「楯列陵」がそこにありさえすれば、もうひとつの「楯列陵」の存在は、それほど重要ではなかったろう。神功皇后への関心、これこそが祟りを語りだし、また陵の異伝をも呼び寄せた。

皇后はすでに死後の世界にいる。しかしその皇后の存在を感じるができる、特別な場所として陵は存在することとなつ

た。承和十年の事件は、度重なる皇后の祟りにより、皇后をみいだし、また陵としての皇后をどう位置づけるかの過程の中で、究極の問題へと行きついた結果だといえる。神功皇后への思考のはてに、陵の位置は問われることになった。

比喩的な言い方をすれば、平安京の神功皇后は、ここで新たに橘列山陵へ葬られたのだといえる。皇后の葬送は、実際には触れ得ない伝承のなかにある。それが、陵の正否をめぐる問題を介し、改めてその位置が決定されることになった。この事件によって、血縁のある記憶の確かな天皇を陵へ葬るように、「橘列山陵」と神功皇后との結びつきは確定された。皇后の祟りという、自身の意志を通して²²。

五

皇后が陵として語りだされた時代、それはさまざま「物」の動きだす時でもあった。嵯峨から仁明の代にかけては、物怪やト占あるいは陵の認識などをめぐって大きな改変の時期を迎えている。桓武によってつくられた平安京、文化もまたつくりなおされる。遷都からおよそ半世紀、仁明治世の承和年間には、新京に対して期待されたものと実際の活動において生まれてきたものが交差するひとつの転換点であったといえる。怪や祟りの流行は、新都を生みだす力と、そこに生みだされてしまう力との合間にあらわれてきたものであろう。仁明朝は、これら得体の知れないものに対して、「物」の怪（「物怪」という概念を形成していく時期でもあった。こうした物怪は、多く内裏

で起こっているように、身近な怪である。身近な「物」に対する興味が怪をうみだすといってもいい。何気ない「物」に接した時、それにも意味があるように感じてしまうのである。

そしてまた、「物」への興味は、解釈の方法をも求めることになる。神功皇后があらわれてくる契機はここにあった。怪の理解しがたさを説明するものとして、外の世界とも対抗しうる皇后が、山陵の祟りというかたちで選ばれてくるのである。こうして神功皇后は、現実の状況に影響を与え、力を持つものとして活躍の場を得るに至る。

神功皇后への欲求は、この時期、朝廷の外たる神社祭祀の場においても起こっている。中央とは対極にある九州の地、宇佐八幡宮では、嵯峨天皇の弘仁年間、神功皇后の託宣により、皇后が祭神として祀られるようになる。八幡宮は、応神天皇とその后神を祭神としている。そこへ母たる神功皇后が、神として祭祀を要求するのである。九州は、太宰府を抱えた対外上の要地であり、神功皇后の霊廟たる香椎廟もある。宇佐八幡宮での皇后の祭祀は、九州の地における、神功皇后への興味の高まりを意味しているよう。皇后は、陵としてあらわれる以前、すでに神というかたちで現実の世に甦っている。

この九州での動きは、都の状況とも共鳴しあっている。承和八年、神功陵が荷前使の懈怠により祟りを起こしたとき、同じ祟りは九州にある皇后の霊廟たる香椎廟でも起きていた。そして報謝の使いは、香椎廟とさらには宇佐八幡宮にまで送られているのである。この時の宇佐及び香椎廟への奉幣使は、かつて道鏡の八幡神託事件に際し宇佐へ遣わされた和氣清麻呂の子

の、和氣仲世である。一方、神功陵への報謝使は、仲世の兄、和氣真綱であった。八幡と関わりの深いこの二人は、父清麻呂の八幡遣使を自氏の特性として受け継ぎ、編述に関わったとされる清麻呂薨伝において、祖先の活躍が神功皇后の三韓征討にあつたという伝承を加えている。この薨伝が書かれたのも承和の頃である。このように、神功皇后をめぐることは、皇后を氏族伝承に抱える和氣氏が使者として、社・陵二所をつないでおり、宇佐八幡が神功皇后を祀る社であることは、都においても明らかに意識されている。

そしてこの仁明天皇の代は、即位に際し、はじめて単独での宇佐奉幣が行われた時でもあつた。即位時の宇佐奉幣はこのあと、中世まで続くことになるが、その史書に確認できるのはじめが仁明天皇なのである。ここからわかるように、仁明は八幡神を重んじた天皇だとされる。この流れが孫である清和天皇の代に至り、都近くの石清水へ、神功皇后を含む八幡三神を勧請することにもなっていく。

このように、神功皇后は神祭祀の場で注目されている。その皇后はまた、当然天皇譜に入る人物である。折しも天皇の祖先祭祀が陵というかたちで考えられていく時期。神功皇后は、天智や桓武といった、平安京の天皇を血縁上直接保証する祖先からは、はるかに遠く離れているものの、神としてではなく、陵祭祀という、天皇の血につながるものの範疇のなかで把握される必要に迫られていたといえる。神功陵の祟りは、神祭祀の場で注目されてきた皇后を、祖先祭祀の体系において、陵といったかたちでどう位置づけるかという要求のなかに起こってきた

ものだと考えられる。

神功皇后は三韓征討という、対外関係上重要な役割を果たしており、その事跡は先に確認したように、折りにつけ語りなおされてきた。紀の記す正史のみならず、ときどきに膨らみを持つ語りの層を身に引き受けているのである。神功皇后は、荒ぶる力と対峙し、海の外の世界をも服従させた人物である。そういう荒ぶる力と対抗した記憶が、さまざまな怪や「物」のあふれる時代に最もみあつたものとして、改めて意識されることとなつた。

くりかえし祟りをうみだし成長する神功陵、それはこの平安という時の中で語りだされた神功皇后の、新たな姿であるといふことができよう。

(注) (1) 『日本後紀』延暦十五年七月二十二日条。

(2) 『続日本後紀』承和七年十二月七日条。

(3) 『続日本後紀』承和八年三月二十八日条。

(4) 承和六年四月二十五日条（『続日本後紀』の詔では、神功皇后陵の木伐を謝し、陵守を罰するとともに「此の過ち

によりてや、此日の間、早災あらむ」とし、山陵の木伐と早災との間に相関関係を認めている。

(5) 六国史のうち、神功陵をめぐる記事は、内容から祟りの存在が知られる承和六年四月二十五日条（注4参照）のほか、直接「祟」の語のみえるものが八例ある（承和八年五月三日・十二日条、承和九年十二月二十日条、承和十年四

月朔日条、承和十年四月二十一日条〔以上「続日本後紀」〕、貞観八年六月二十九日条、貞観十七年七月三日条、元慶元年七月三日条、元慶元年七月十日条〔以上「三代実録」〕。それ以外での神功陵の例は、後述する陵祭祀初例の承和三年五月二十二日条（遣唐使守護の奉幣）、承和十年五月十五日（陵守の補任について）、貞観十二年二月十五日条（新羅海賊襲来時の奉幣）の三例で、圧倒的に祟りにまつわるものが多い。

(6) 仁明朝以前の桓武陵記事には、兆域を定めたり虫害による木枯の報告など陵域内の管理に関するもの（『類聚国史』大同二年八月十四日条、『日本紀略』弘仁五年五月朔日条、『日本紀略』天長四年十一月二十五日条、即位・廃太子等を告げるもの（『日本紀略』大同二年十一月十一日条、『日本後紀』弘仁元年九月十日条、『日本紀略』弘仁十四年四月二十五日条、祈雨奉幣（『日本紀略』弘仁九年四月二十六日条）などがあり、淳和の御代には、天変地異・怪異・物怪等に際しての奉幣がめだって増えてくる（『日本紀略』天長二年閏七月四日条、天長四年十一月六日条、天長五年八月十八日条、天長八年六月二十日条、天長八年六月二十六日条）。後述の神功陵の場合と同様、桓武陵の祟りも、物怪を契機とするときとみてよいが、この時点ではまだ陵自体が祟りの主体として意識されているのではなく、守護を願うものとなっている。

(7) 「皇太子久病。ト之。崇道天皇為_レ祟。遣_二諸陵頭調使王等於淡路国。奉_レ謝_二其靈。」（『日本紀略』延暦十一年六月十日条）、「遣_二使於吉野山陵。掃_二除陵内_一并説経上。」以下九旱累_レ旬山陵為_レ祟也。」（『日本紀略』大同四年七月三

日条）などがある。

(8) 同じく仁明朝に崩じた嵯峨天皇の遺詔にも、薄葬を旨とするとともに「是戮_二屍地下_一。死而重_レ傷。魂而有_レ靈。則寔_二悲冥途_一。長為_二怨鬼_一」（『続日本後紀』承和九年七月十五日条）とある。嵯峨や淳和の遺詔にみられる靈魂観と祟りの問題については、小嶋菜温子「王の死と身体―ケガレの制度史」（『かくや姫幻想』森話社 一九九五）。仁明朝の承和年間、死者の「骨」が強く意識された時代のように、嵯峨遺詔の三ヶ月後には、鴨川の「鬪轅」を焼き、葬らせたとする記事がみられる（『続日本後紀』承和九年十月十四・二十三日条）。死体ではなく「鬪轅」と明記されており、骨の存在が祟りと関連するという思想状況をよく表している。『日本霊異記』長屋王の骨の祟りも、この早い例としてみることができよう。

(9) 守護と祟りの関係については、中村生雄「日本の神と王権」（法蔵館 一九九四）。

(10) 服藤早苗「山陵祭祀より見た家の成立過程」（『家成立史の研究』校倉書房 一九九一）。

(11) 桓武の延暦十年には、国忌の制度についても、父母・祖父母といった桓武に直接つながる人物のみが残され、他は整理されている。中村一郎「国忌の廃置について」（『書陵部紀要』二一九五二）。

(12) その後、文徳朝には先帝仁明陵が祟り、清和朝には先帝文徳陵が祟っている。

(13) 竹居明男は、仁明が物怪に対して特に敏感な天皇であったことを論じている（『続日本紀』の「物怪」記事―仁明朝の宮廷と僧道昌―）『文化史学』四五 一九八九・一

一)。

- (14) 「続日本後紀」をみていくと、「内裏有^二物怪^一」(承和三年十月十日条・承和四年七月三日条、「禁中有^二物怪^一」(承和六年七月五日条、「物怪見^二于内裏^一」(承和七年六月五日条、「内裏物怪」(承和十年五月八日)など、内裏の物怪によって読経や祈禱をしたという例のほか、「亦欲^レ御^二同殿^一。殿上所^レ設御座縁辺。忽有^二物怪^一。因停^二降臨^一」(承和四年正月十八日条)というものもあり、天皇がまさに出御しようとした場所にまで物怪の及んでいることがわかる。

- (15) 東野治之「飛鳥・奈良朝の祥瑞災異思想」(『日本歴史』二五九、一九六九・一二)。

- (16) 小坂眞二「九世紀段階の怪異変質にみる陰陽道成立の一側面」(竹内理三編『古代天皇制と社会構造』校倉書房一九八〇)、松本卓哉「律令国家における災異思想」(『古代王権と祭儀』吉川弘文館一九九〇)、山下克明「暦・天文をめぐる諸相」(『平安時代の宗教文化と陰陽道』岩田書院一九九六)。

- (17) 山下克明「陰陽師再考」(『平安時代の宗教文化と陰陽道』岩田書院一九九六)。

- (18) 平安のはじめは、占いをめぐって神祇官と陰陽寮がしきりに技を競いあっていた時期でもある(小坂眞二「古代・中世の占い」『陰陽道叢書』第四巻特論 名著出版一九九三)。そしてこの時期、特に承和九年の嵯峨の死と、その直後に起こった承和の変を境として、陰陽師が活躍の場を広げ、藤原氏などの貴族たちと個人的に結びついていくようになる。村山修一「律令の陰陽道の変質」(『日本陰陽

道史総説』塙書房一九八二)、岡田莊司「陰陽道祭祀の成立と展開」(『陰陽道叢書』第一巻古代 名著出版一九九一)。

- (19) 「物怪」の語の初見は、淳和朝の天長七年(八二〇)閏十二月二十四日条(『日本紀略』)で、天長年間に他二例(『日本紀略』天長八年六月二十日条、同二十六日条)見られるが、仁明朝には二十例と一気に増え、また内容としても、寺社へ祈禱あるいは読経し守護を願うものから、卜占により祟りを占い出すものへと移行している。

- (20) 『類聚符宣抄』第四「荷前」。西牟田崇生「山陵奉幣に關する一考察」(『神道史論叢』国書刊行会一九八四)。

- (21) 鳴動という問題については、この時期以降さまざまに例がみられるようになる。同時代のものとしては、兵庫や関、駅鈴などの鳴るという例が、光仁以降多出する。初例は「続日本紀」元正天皇の養老五年二月十五日条「大藏省の蔵、自ら鳴りて声有り」であるが、その後光仁天皇宝龜十一年六月二十八日条まで間があき、例えば「苦田郡の兵庫鳴り動きき…その響き、雷霆の漸く動くが如し」(『続日本紀』天応元年三月二十六日条)、のように例がみられる。また、天に「声有り」というものもあり、仁明朝以降に多くみられる。これとは別に、祟りと関わるものとしては、称徳朝に西大寺東塔の心礎として切り出された石の祟る例がある(『続日本紀』宝龜元年二月二十三日条。この石は数千人をもって引いても動かず、「時に復或は鳴る」という、鳴る石である。その「石の祟」は、「巫覡の徒」と書かれる民間の巫者によって説かれている(「時に巫覡の徒、動すれば石の祟を以て言を為す」。民間レベルで怪異が語

られ広まっていく様子は、先に嵯峨の禁じた怪異の対象が「民の狂言」であったことと重なっている。山陵における怪異（鳴動）はそれとは異なり、明らかに祭祀の怠惰を示す、宮廷内部の問題である。また平安中期以降になると、多武峰の御破裂山や伊勢神宮の心御柱、吉備津神社の釜の鳴動などがみられ、鳴動は一種シンボリックな意味合いを持つようになる。

(22) このうち『延喜式』諸陵寮には、神功皇后陵は「狭城盾列池上陵」と記載され、成務陵の「狭城盾列池後陵」とは明らかに区別されるようになる。

(23) 「嵯峨天皇弘仁十一年、神功皇后靈降託曰、我是大帯姫也、與八幡大神、可利蒼生」（『宇佐宮社記』）、「勘注云、三殿神功皇后御靈大帯姫、依弘仁十一年御託宣、同十四年奉造社矣（天平五年以後九十年）」（『宇佐宮式年造宮記』）、「同十四年四月十四日符傳、所新造八幡大菩薩宮大帯姫細殿一字、件細殿修理須准大菩薩并比咩大御神細殿言上同造作之、（後略）」（『宇佐八幡宮弥勒寺建立縁起』）。弘仁十四年の符のことは、『宮寺縁事抄』や『八幡宇佐宮御託宣集』にも同じくみえる。

(24) 『続日本後紀』承和八年五月二十日条。

(25) 谷戸「和氣清麻呂の「伝」と八幡神」（『古代文学』三九二〇〇・三）。

(26) 宮崎道生「宇佐和氣使小考」（『史学雑誌』五六―一九四五）。宮崎は、仁明即位奉幣時にはじまる宇佐和氣使について、そのきっかけとなったのが、天長元年に奉られた、和氣真綱・仲世による上表文だとしている（『類聚国史』百八十）。この上表文は、清麻呂が宇佐神託事件に際

して、八幡神の託宣により建立した寺を定額寺に入れるようお願いしたのだが、それに伴って宇佐八幡宮においても、一切経の転読および書写が行われている（『続日本後紀』天長十年十月二十八日条）。

(27) 八幡三神が石清水に勧請されてまもない貞観七年には、石清水社へ楯杵と御鞍が新宮造宮に伴い奉られるが、御鞍については三具あるべきなのを、誤って二具しか用意されなかったため、一つは八幡大菩薩の宮へ、もう一つは卜占によって神功皇后の宮へ奉られている（『日本三代実録』貞観七年四月十七日条）。神として祀られた年代では新しいはずの神功皇后であるが、すでに石清水では第二宮の比売神より重視されていることがわかる。また、神功皇后を神に祀るという動きは八幡社だけでなく、もともと簡男三神のみを祭神としていた摂津の住吉大社でもみられ、『住吉大社神代記』および『延喜式』には、四神として神功皇后の祀られていることが確認できる。

(28) ましてこの承和年間には、先に確認したごとく事実上最後の遣唐使が送られている。海に向こうへの像がより現実味を持って感じられた時期だといえる。神功陵の初例が遣唐使派遣に際してなのも必然であろう。

(注記) 本文の引用は以下のテキストにより、適宜私に読み下した。

- 『日本書紀』……日本古典文学大系
- 『続日本紀』……新日本古典文学大系
- 『日本後紀』……新訂増補国史大系
- 『続日本後紀』……新訂増補国史大系